

令和4年(2022年)10月那覇市・南風原町
環境施設組合議会 定例会

(午前10時00分 開会)

○議長(翁長俊英)

ただいまから令和4年(2022年)10月那覇市・南風原町環境施設組合議会定例会を開会いたします。

○議長(翁長俊英)

これより本日の会議を開きます。

会期日程及び議事日程は、本日お手元に配付したとおりでございます。

諸般の報告をいたします。

去る9月28日に南風原町議会におきまして本組合議会に3名の議員が選任されております。また9月29日には那覇市議会において、1名の議員が選任されました。お名前を読み上げて報告をいたしたいと思っております。

南風原町議会から、岡崎晋議員、新垣善之議員、石垣大志議員、那覇市議会から、普久原朝日議員、以上4名の皆様でございます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第1、議席の指定を行います。

今回選任されました南風原町及び那覇市の議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長においてただいま着席の議席のとおり指定をいたします。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第2、会議録署名議員の指名を行い

ます。

会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、議長において古堅茂治議員、岡崎晋議員を指名いたします。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付した会期日程のとおり本日、10月28日の1日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日10月28日の1日間に決定いたしました。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選により行いたいと思っております。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

どなたか推選する方はいませんか。

石垣大志議員。

○9番(石垣大志)

私から、新垣善之議員が副議長として適任ではないかと思っておりますので、新垣善之議員を副議長に推薦いたします。

○議長(翁長俊英)

お諮りいたします。

ただいま石垣大志議員から指名推選のありました新垣善之議員を、那覇市・南風原町環境施設組合議会副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

ご異議なしと認めます。

したがって、新垣善之議員が副議長に当選いたしました。

ただいま当選されました新垣善之議員が議場におられますので、本席から副議長の当選人であることを告知いたします。それでは、新垣善之議員、就任のごあいさつを自席にてお願いいたします。

○8番(新垣義之)

皆さん、おはようございます。

南風原町議会議員の新垣善之です。那覇市・南風原町環境施設組合議会議員として、また持続可能な清掃、工場の運営であったり、皆さんのより良い生活のために議会審議、また頑張っておりますので、よろしく申し上げます。

~~~~~

**○議長(翁長俊英)**

日程第5、議案第5号、那覇市・南風原町環境施設組合監査委員の選任についてを議題といたします。

なお、本件の審議にあたりましては、地方自治法第117条の規定により、石垣大志議員の除斥が必要でありますので、退席を

求めます。

休憩いたします。

再開いたします。

提案者の説明を求めます。

赤嶺総務企画課長。

**○総務企画課長(赤嶺 薫)**

それでは、お手元にあります、別冊の議案書等の1ページ及び2ページ、提案理由説明につきましては、1ページをお願いいたします。

議案第5号、那覇市・南風原町環境施設組合監査委員の選任について。

那覇市・南風原町環境施設組規約第13条第2項の規定に基づき、下記の者を組合議会の議員の中から選任する監査委員に選任したいので、同意を求めます。

住所、沖縄県島尻郡南風原町字宮平18番地Prendore岳303。氏名、石垣大志。

議案第5号、那覇市・南風原町環境施設組合監査委員の選任について、提案理由をご説明申し上げます。

令和4年9月27日付けで前監査委員大城勇太議員の任期満了に伴い、その後任について、慎重に人選を進めてまいりましたところ、石垣大志議員が監査委員として適任であると思料いたしますので、那覇市・南風原町環境施設組規約第13条第2項の規定に基づき議会の同意を得るため、この案を提出いたします。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長(翁長俊英)**

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

**○議長(翁長俊英)**

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

討論なしと認め、これを終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これより採決を行います。

議案第5号、那覇市・南風原町環境施設組合監査委員の選任については、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

本件の除斥を解除いたします。

○議長(翁長俊英)

休憩いたします。

再開いたします。

ただいま監査委員に選任されました、石垣大志議員より選任のごあいさつを自席にてお願いいたします。

○9番(石垣大志)

おはようございます。ただいま、監査委員に選任されました、南風原町議会議員の石垣大志でございます。適切な行政がなされているかしっかりと監査委員としての職責を果たしてまいりたいと思いますので、皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第6、認定第1号、令和3年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計歳入歳出決算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

赤嶺総務企画課長。

○総務企画課長(赤嶺 薫)

それではお手元にあります、別冊の一般

会計歳入歳出決算書また提案理由説明書は2ページをお願いいたします。

認定第1号、令和3年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計歳入歳出決算書について、その概要をご説明申し上げます。

令和3年度の議決予算額は、32億8,039万5,000円でこれに前年度繰越額が1億4,910万4,003円を加えた予算現額は、歳入歳出とも34億2,949万9,003円でありました。この額は対前年度比8億5,219万3,759円の減で20.0%の減です。

それでは、歳入決算からご説明いたします。決算書は1ページをお願いいたします。収入済額は34億2,171万3,606円で予算現額に対する収入率は99.8%。前年度決算額に比較して7億2,834万4,516円の減で、17.6%の減であります。

次に、歳出決算についてご説明いたします。決算書は2ページをお願いします。支出済額は32億1,617万2,677円で執行率は93.8%。前年度決算額と比較して7億9,158万8,472円の減で、19.8%の減であります。歳出の予算現額から支出済額を差し引いた2億1,332万6,326円が未執行となっておりますから、その内訳は、4,428万8,000円が翌年度繰越額で、1億6,903万8,326円が不用額であります。

続きまして決算書は16ページをお願いいたします。歳入決算額から歳出決算額を差し引いた2億554万929円が剰余金ですが、これから予算繰越に伴う充当財源3,994万2,000円を差し引いた1億6,559万8,929円が、令和3年度決算における純剰余金であります。

以上が、認定第1号、令和3年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計歳入歳出決算の概要でございます。なお、詳細につきましては、決算書及び附属書類をご覧

ください。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(翁長俊英)

これより質疑に入りますが、通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

討論なしと認め、これを終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これより採決を行います。

認定第1号、令和3年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計歳入歳出決算は、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第7、議案第6号、令和4年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

赤嶺総務企画課長。

○総務企画課長(赤嶺 薫)

それではお手元にあります、別冊の一般会計補正予算書(第1号)及び提案理由説明の3ページをお願いいたします。

議案第6号、令和4年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、地方財政法第7条に基づく前年度決算剰余金の処分及び当初予算後の新たな状況の変化により補正の必要が生じたので、歳入歳出予算をそれぞれ2億6,218万2,000円増額補正するものであります。これにより、補正後の一般会計予算額は、歳入歳出それぞれ32億4,097万1,000円となります。

まず、歳入予算の概要をご説明申し上げます。予算書は5ページをお願いいたします。第5款の繰入金は、8,280万円の増額補正で、財政調整基金からの繰入によるものであります。第6款の繰越金は、1億6,559万7,000円の増額補正で、前年度の歳入歳出差引残額の純剰余金によるものであります。第7款の諸収入は、1,378万5,000円の増額補正で、相互協定に基づく他団体ごみ処理受託収入によるものであります。

次に、歳出予算の概要をご説明申し上げます。予算書は6ページをお願いいたします。第2款の総務費は、1億299万2,000円の増額補正で、令和3年度還元施設管理運営負担金及び周辺まちづくり事業負担金の清算による償還金、財政調整基金積立金、還元施設基金積立金を増額したことによるものであります。第3款の衛生費は、1億5,879万円の増額補正で施設整備基金積立金を増額したことによるものであります。第4款の公債費は、40万円の増額補正で償還金を増額したことによるものであります。そのほか、債務負担金行為については、第2表のとおりであります。

以上が、議案第6号、令和4年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算(第1号)の概要でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(翁長俊英)

これより質疑に入りますが、通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

**○議長(翁長俊英)**

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

**○議長(翁長俊英)**

討論なしと認め、これを終結いたします。

**○議長(翁長俊英)**

これより採決を行います。

議案第6号、令和4年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について、原案とおりに決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長(翁長俊英)**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第8、報告第2号、令和3年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

玉寄次長兼所長。

○次長兼所長(玉寄博道)

それではお手元の資料議案書等の3ページから4ページ並びに提案理由説明書の4ページをご覧ください。それではご説明いたします。

報告第2号、令和3年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告理由をご説明申し上げ

ます。

本件は、令和4年2月那覇市・南風原町環境施設組合議会定例会におきまして、議決を得た地方自治法第213条に規定する繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したため、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、その繰越計算書を議会に報告するものであります。

今回の繰越しは、繰越総額4,428万8,000円、事業件数2件となっており、令和3年度予算総額34億2,949万9,003円に対する繰越率は、1.3%となっております。

主な事業の繰越理由について、ご説明いたします。クリーンセンター換気設備取替事業は3,559万6,000円の繰越しで、新型コロナウイルス感染拡大の影響により取替え機器の納品に時間を要したため、年度内施行が見込めないことから繰り越したものであります。

次に、周辺まちづくり事業は869万2,000円の繰越しで、当該用地購入にあたり地権者との調整に日数を要したことから繰り越したものであります。以上、ご報告申し上げます。

○議長(翁長俊英)

これより質疑に入りますが、通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~

**○議長(翁長俊英)**

日程第9、報告第3号、専決処分の報告について(施設損害賠償事故)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

古堅施設担当課長。

**○施設担当課長(古堅博己)**

それでは、議案書のほうは5ページから7ページをご覧ください。提案理由説明書のほうは5ページをご覧ください。

報告第3号、専決処分の報告について、報告理由をご説明申し上げます。

令和4年1月22日土曜日、午後3時頃、那覇・南風原クリーンセンター内プラットホームへの上りスロープにおいて、ごみを持ち込んだ市民の方が運転する車両が上りスロープ上に落ちていたハサミによりパンクしたものです。

過失割合は本組合が100%、相手方は0%、賠償金額は2万1,700円で示談が成立し、賠償金につきましては本組合が加入している大同火災海上保険株式会社の施設保険が適用されております。

なお、本件は地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年2月17日議会の議決により指定された、1件200万円以下の損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分を行ったので、同条第2項の規定によりご報告いたします。

**○議長(翁長俊英)**

これより質疑に入りますが、通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第10、報告第4号、専決処分の報告について(修繕請負金額の変更)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

古堅施設担当課長。

○施設担当課長(古堅博己)

それでは議案書のほうは9ページから12ページ、提案理由説明書のほうは6ページ

をご覧ください。

報告第4号、専決処分の報告について、報告理由をご説明申し上げます。

本件は、令和4年2月4日に那覇市・南風原町環境施設組合議会で議決された議案第4号、令和4から5年度焼却設備等定期修繕に係る修繕請負契約について、設計変更に伴う修繕請負変更契約の専決処分をしたものであります。

設計変更の主な内容といたしましては、契約締結後に発生した経年劣化によるごみ投入扉開閉装置の部品交換や、ボイラ水の性状を安定化させる装置の流量調節弁の交換等を行うための増額変更であります。

変更前の金額は10億650万円で、変更後の金額は10億1,640万円となり、990万円の増額となります。

なお、本件は地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により平成12年2月17日付けで管理者の専決処分事項として指定された契約金額の100分の5以内で、1,000万円以下の契約価格の変更の事項として、令和4年9月1日に専決処分を行い、同日付けで修繕請負変更契約を締結しましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。

○議長(翁長俊英)

これより質疑に入りますが、通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~

**○議長(翁長俊英)**

日程第11、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、さきにお配り

しましたとおりに派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

ご異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、そのとおりに派遣することに決定いたしました。

○議長(翁長俊英)

なお、この際、お諮りいたします。

ただいまの議員派遣の議決事項については、諸般の事情により変更が生じる場合においては、その変更を議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

ご異議なしと認め、変更が生じる場合は議長に一任することに決定いたしました。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第12、これより一般質問を行います。通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これをもちまして、本定例会における一般質問を終了いたします。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

次に、議決事件の条項・字句及び数字等の整理について、お諮りいたします。

本定例会において議決されました議案については、会議規則第37条の規定により、その条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、それを議長に委任されたいと思います。

これにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

ご異議なしと認めます。

よって、条項・字句・数字・その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

○議長(翁長俊英)

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、令和4年(2022年)10月那覇市・南風原町環境施設組合議会定例会を閉会いたします。

(午前10時30分 閉会)

上記のとおり議事録を整理し、署名する。

議長



署名議員



署名議員



